

平成25年度 第6回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 平成26年 1月28日（火）10時00分～11時50分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル10階大会議室 |
| 出席委員 | 佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、赤羽委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、工藤委員、田中委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、水野委員 |
| 欠席委員 | 池邊委員、後藤委員、小堀委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者5人） |
| 議題 | 1 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について |
| 決定事項 | 平成25年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。 |

議事

1 平成25年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について

ア 検討事項一覧について事務局が説明した。

イ 質疑・審議

【佐土原会長】 ここに記載してある事項は、評価書に記載する事項ですか。

【事務局】 はい。評価書に記載すべきことや、記載しないまでも何らかの対応が必要なことを記載しています。

【佐土原会長】 「評価書に記載」と書いてあるのは評価書に向けて行うということで、それ以外のことは「検討」ということで終わっているのですが、これはどういう扱いになるのですか。

【事務局】 基本的には、評価書にできるだけ記載してもらいたいというのが趣旨です。

【佐土原会長】 スケジュール的には、評価書はどのくらいの期間をかけて作られていくのですか。土の量などを明記してほしいということなどが書いてあるのですが、スケジュールによってどうなのかなというところもあるかと思うのですが、これは事業者でないとわからないかもしれません。どんなスケジュールで進めようというイメージでいられるのでしょうか。

【事務局】 今、各都県での審査会が大詰めを迎えているところですが、3月の下旬に、各都県の知事意見を事業者に回答することになっています。その後、各都県の意見を踏まえ、事業者が準備書を書き改めるということで、来年度の前半には評価書を作成して、環境省や国土交通省から大臣意見をいただくという形になります。それが公表されてからようやく事業着手に取り掛かるということなので、評価書の提出までに1年はないと思います。

【木下委員】 事後調査の件は、的を射ていると思います。新しい技術が使われるのですから、事業説明の中でも丁寧に扱われることが望ましい。リニアは初めてのケースで、地元住民の方々も心配されているので、技術が確立しているとしても、安心という面では違った感覚を持たれる方も多いと思

うので、懇切丁寧な説明が必要ではなかろうかと思えます。

【工藤委員】

新聞報道によると、川崎市ではたくさん反対意見を出されたとのことですが、事務局の方でその川崎の動きを把握していれば、我々の検討で何か抜けている点がないかということを見直す点でも参考になるので教えてください。

【事務局】

川崎市の公聴会は1月18、19日に行われました。公述人の方が意見を述べ、事業者がそれに答えるというのですが、各6名くらいの方が来られ、すべての方が事業計画に反対意見で厳しい意見が多かったです。

「リニア計画そのものを見直すべきである」、「十分な説明がされていない」、「事業者の対応が不十分である」というものもありました。短い期間で理解していただくのがなかなか難しいのかなと感じました。反対の大合唱で、傍聴席からヤジも飛び、最後の方は騒々しかったという印象でした。神奈川県でも公聴会がありましたが、全員が反対意見でした。

【中村委員】

私も事後調査について書いていただくことについて賛成です。それから工事車両の運搬について、安全面は書いてありますが、運搬ルートが住宅街を通るなど変更があった場合、大気への影響が心配です。川崎ではそういう意見も出ていたと、新聞紙上で見た気がします。

【事務局】

御指摘の通り、今のところ横浜市内を通るかどうかは明確ではありませんが、運搬ルートが変更になった場合、あるいは建設発生土の処分先が将来的に明確になった場合に、横浜市内の住宅地を通る可能性は考えられます。その場合、大気への影響、それ以外にも騒音・振動等への影響が考えられますので、今すぐには明確にならないとしても、自治体と調整しながらルートを考えること、また保全措置など環境悪化が起こらないような措置をしていただきたいということを考えていますので、評価書にも書いていただきたいと思えます。

【奥委員】

運搬車両のルート変更があった場合の対応について評価書に記載するよう書くことはよいのですが、建設発生土等の運搬に限定した記載になっています。運搬車両というのは工事資材の運搬もあるでしょうから、もし運搬ルートの変更あった場合には、安全（交通）の建設工事に伴う配慮のところにも記載していただいた方がよいのではないのでしょうか。

【事務局】

御指摘の通りだと思います。特に交通につきましては、視察でも御覧いただいたとおり高低差のある細街路を入れていくような場面もありましたので、同じように安全に配慮する記載をして強調したいと思えます。

【水野委員】

横浜に関連するのは交通車両の問題だと思いますが、評価書に書かれたルートなどは、かなりの確率で変わりうるというものなのではないのでしょうか。もしそれが変わった場合、もう一度影響評価をやり直すということでしょうか。評価書の有効性がどの程度まであるかということによると思うのですが、ルートの変更というようなことは評価書に書かれていれば、それは認めたことになって、その時点で更に影響評価し直すということにはしないということになるのか、確認していただきたいのですが。

【事務局】

今のところ、建設資材の運搬車両については市内を通らないと事業者は申しておりますし、建設発生土についても恐らくそうであろうと思われれます。本来ですと処分先が準備書段階で示されていることがベストですが、今回出ていません。そこで評価書に記載してほしいという意見を出すのですが、現実的に評価書にも記載されない可能性があることを危惧しています。評価書でも準備書と同程度の書き方で、再利用をこれから

十分留意していききたいとか、処分先が決まった場合には法に則って対応するという表現になる可能性がありますので、評価書でルートが決まらない場合、例えば事後調査という形で、決まった段階できちんと公表して対応について書いてほしいということを考えています。評価をし直すわけではありませんが、事後調査で分かった時点なるべく明らかにして対応も示してもらいたいという趣旨で、廃棄物、建設発生土のところに記載しています。

【水野委員】 そうすると事後調査であっても、計画が変更になった場合、こういう変更になりますという内容が出てくるということでしょうか。

【事務局】 不確実性があるということになりますので、事後調査の段階で変更がわかっていたら、調査することは可能かと思えます。

【水野委員】 であれば、事後調査のところに記載してあれば、それは担保されるということでしょうか

【事務局】 今回は（市外の）法対象事業ですので、市条例の事後調査計画書の提出を求めることができず、そういう意味での担保性はないかと思えます。

【木下委員】 確か法改正により、事後調査に関する説明会が義務付けられていたと思うのですが、調べてみてください。今の話のように不確実性が必ずつきまとうものですから、これについては事後調査を実施して、特に問題のあった場合は説明会を開くとありませんでしたか。

【事務局】 本来ですと、評価書の中での事後調査の扱いについて、例えば公表しますとか、さらに踏み込んで説明会をしますとか、事業者が評価書の中で事後調査の内容について記載すれば、それが担保になります。必ずしも説明会をしなければいけないということはないと思いますが、確認してみます。

【佐土原会長】 確認してください。

【事務局】 はい。なるべく評価書の中で、事後調査の内容や公表の方法など不確実性があつた場合の対応について記載してほしいと思っています。

【赤羽委員】 事後調査が実施されるタイミングはどのように選択されるのでしょうか。つまり、何らかの影響が出て住民からのクレームが出たようなことをきっかけにして行われるのか、あるいは今話題になっているように建設発生土や汚泥の処理計画に変更があつて、それに伴ってルート変更が行われることになったということをもって行われるのか、どういう仕組みになっているのでしょうか？

【事務局】 法では、（事後調査は）工事中に行うということで、供用時は義務付けがないと思えます。

【赤羽委員】 今議論になっている範囲であれば、工事中で結構です。

【事務局】 法の場合は、準備書で予測評価を行い、その評価の結果、環境保全措置を採用して、予測の不確実性がないということで事業者が判断した場合は事後調査を行いません。今回のリニアの場合は、事業者はほとんどの項目で事後調査を行わないという結論が書かれています。

法対象事業の場合、事後調査がどこに義務付けがあるかという点、工事中のみで予測の不確実性があつた場合は、工事中の事後調査を行った後、結果をまとめて公表する、報告することが定められています。なぜ、法が工事中に限ったかという点、法の場合は事業を実施しようとする者がアセスを行うと定義があるため、既に供用を開始してしまうとアセス対象事業者ではないということで、供用時の事後調査は行わないと

いうことになっています。

ただ、あくまでも法に書かれているのは工事中のみですが、供用時についても実施することが望ましいという指導は国の方でも行っています。今回、検討事項一覧で横浜市として言いたかった事後調査は、法そのものに書かれていることを実施すると工事中しかできない、しかし供用時であっても住民の方は知りたいだろうということもあって、市長意見としては工事中・供用時も含め、不確実性が発生したら事後調査を行ってほしいという意見を述べたいということです。

赤羽委員からの御質問のいつの時点で事後調査を行うのかということですが、一番目は、準備書の時点で予測の不確実性が発生するとした場合、その時点から事後調査を行うことが一つ、また当然事後調査を行った項目が、予測評価を越えて新たな追加保全措置を行わなければならない場合も、事後調査を行うことになっています。

【赤羽委員】

予測の不確実性というものが、具体的にどういうことを指すのかということになるのかと思います。狭い意味でとらえると、予測の前提条件が変わらなかつたけれども、予測方法の如何によって結果が変わってくるということもあるでしょう。一方で、今話題になっているのは、工事車両のルートが変更される可能性であり、これは予測の前提条件自体が変わってくるということです。広い意味で捉えると予測の不確実性に入ります。そうすると前提条件が変わるという事で、工事車両については不確実性が発生するため、その対応について評価書への記載を求めていると考えていいのですか。

【事務局】

はい。あとは事業者の判断次第です。

【木下委員】

アセスの本旨に戻ると、工事中も供用中もそこに存在している問題があるはずですが、一方では、事務的な手続きという面で限界があるということだと思えます。つまり、工事中より後は追いかけれないということがあるかもしれませんが、環境アセスというのは環境をできるだけ保全していこう、改善していこうということが本旨だと思うので、事後調査については、工事中だけでなく供用時についても行うように言うことは良いと思います。横浜市についてはそれほど問題がないかもしれませんが、リニア全体を考えて良いものにしていこうという意識でやったらいいと思います。

【事務局】

準備書の第10章に事後調査についての記載があります。準備書本編10-3～5の表に実施する項目の記載があります。11-3以降の表には、実施しない項目が記載されていますが、問題の大気環境については、事後調査はすべて実施しないということになっています。このまま評価書でも実施しないということになれば、ルートが変わったとしても実施しないことになるので、これは実施してほしいと要望をしたいと考えています。

【水野委員】

準備書の中で、ルートが変わりうるという表現がどこかに書かれているのですか。

【事務局】

準備書の中にはありません。

【水野委員】

ルートは変わりうると書かれていないなら、ルートは変わらないと考えていいのでしょうか。

【事務局】

事業者の説明等の中で、特に気になるのが建設発生土の処分先が十分明確ではないということです。どこでいつ処分するのか全く分からないと

ということなので、もしかしたら横浜を通る可能性があることを危惧して記載しました。

【水野委員】 書かれていないことを危惧することは分かりますが、この準備書で不確実性はないという表現は、このルートでこういうやり方でやれば大気についても問題はないと理解しているの、それでいいでしょう。ですが、前提としてルートが変わりうるということであれば、準備書の段階でその旨を記載しなければいけない事項ではないですか。そうすれば不確実性がないと言えないはず。それを考慮して、事後調査が必要であるという記述にならないとおかしい。つまり、準備書に前提として書かれていないこと自体が、準備書としておかしくないですか。

【事務局】 準備書として、本来不確実性があるということで、事後調査に選定していただきたい部分があったと思います。それも踏まえて評価書には記載してほしいと考えています。準備書で不十分な部分については市長意見として出し、最終的に事業者が評価書を作る際に、その辺をきちんと評価して担保してほしいと考えています。確かに（準備書に）不十分な部分が多々あることは承知していますが、言うべきことは言って事業者にきちんと行っていただきたいということです。

【佐土原会長】 今の話は、その他の事後調査について、この文章の中に含まれているということでよろしいですか

【事務局】 はい。検討事項一覧ということで細かくは書かれていませんが、市長意見を出す際には、具体的に細かく記載していきたいと思えます。

【佐土原会長】 特に「影響評価項目を適切に選択し」というところの中身が具体的にこういう項目をとということが、しっかり書かれるとそれができるのですが、選択が誰にまかされているかがはっきりしないので、明確に必要な項目をやっていただくということを記載できればいいかと思えます。

【奥委員】 さきほどの事後調査の説明会についての話がありましたが、事後調査の説明会ではなくて、事業者が講じた環境保全措置についての報告書を出す規定が定められたものです。ですから、そもそも事後調査を行いますと事業者があらかじめ言っていかなければ、事後調査の実施義務はアセス法上ではないので、そういう意味ではやはり別途評価書に記載してもらいたい旨をここで打ち出しておく必要があると思えます。

【佐土原会長】 他に意見がないようでしたら、今の議論の内容を事務局は確認していただけますか。

【事務局】 ただ今委員の方々から様々御意見をいただいたところです。特に事後調査については、準備書にはごく一部の項目しか事後調査しないということですが、やはり横浜市内の環境負荷がもし発生した場合の対応が必要かと思えます。項目については別途事務局で検討させていただきますが、事後調査については工事中・供用後きちんと行うことを市長意見として出せるように検討させていただきます。先生方の御意見を踏まえまして、内容については次回までに検討させていただきます。

【佐土原会長】 他に御意見がないようでしたら、これで議題は終了したいと思います。

【事務局】 次回、答申案を提示させていただきます。

資料

- 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に関する検討事項一覧
- 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書
- 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書 資料編
- 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書 環境影響評価関連図